令和6年4月1日現在の条文

○吹田市消防団員等公務災害補償条例

昭和33年6月23日条例第326号

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 公務災害補償(第4条—第20条)

第3章 審查請求 (第21条)

第4章 雑則 (第22条—第24条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償、消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定による消防作業に従事した者若しくは救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法(昭和24年法律第193号)第45条の規定による水防作業(ただし、水害予防組合の管理する区域内における水防作業を除く。)に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償(以下これらを「公務災害補償」と総称する。)を行うことに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公務災害補償を受ける権利)

- 第2条 非常勤消防団員(以下「消防団員」という。)が、その身分を失つた場合においても、公 務災害補償を受ける権利は、変更されることはない。
- 第3条 消防団員の死亡、負傷若しくは疾病が、公務によるものであるとき並びに消防法第25条第 1 項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しく は同法第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定 により消防作業に従事した者又は同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「消防作業従事者」という。)、水防法第24条の規定により水防作業に従事した者(以下「水防作業従事者」という。)及び災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)のの原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の

規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定により応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)の死亡、負傷又は疾病が、消防作業、救急業務、水防作業又は応急措置業務(以下「消防作業等」という。)に従事し、又は協力したことによるものであるときは、市長は、公務災害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第2章 公務災害補償

(公務災害補償の種類)

- 第4条 公務災害補償の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 療養補償
 - (2) 休業補償
 - (3) 傷病補償年金
 - (4) 障害補償
 - ア 障害補償年金
 - イ 障害補償一時金
 - (5) 介護補償
 - (6) 遺族補償
 - ア遺族補償年金
 - イ 遺族補償一時金
 - (7) 葬祭補償

(補償基礎額)

- 第5条 前条に規定する公務災害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を 除き、補償基礎額を基礎として行う。
- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
 - (1) 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。
 - (2) 消防作業従事者、水防作業従事者又は応急措置従事者が、消防作業等に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことによる負傷若しく

は疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、9,100円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員又は消防作業従事者、水防作業従事者若しくは 応急措置従事者(以下「消防団員等」と総称する。)の事故発生日において他の生計のみちがな く、主として消防団員等の扶養を受けていたもののある消防団員等については前項の規定による 金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき 217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額を もつて補償基礎額とする。
 - (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 著しい障害の状態にある者
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

(療養補償)

第6条 消防団員等が、公務により又は消防作業等に従事したことにより負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

(療養及び療養費の支給)

- 第7条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。
 - (1) 診察
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給
 - (3) 処理、手術その他の治療
 - (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(6) 移送

- 2 市は、その経営する医療機関又は市長がその同意を得てあらかじめ指定する医療機関において、 前項第1号から第5号までに掲げる療養(同項第4号又は第5号に掲げる療養にあつては、これ らの医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護を除く。)を行う。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、その必要な療養の費用を当該消防団員等に支払う。
 - (1) 前項の医療機関において、療養を行うことが困難であると市長が認めたとき。
 - (2) 消防団員等が、前項の医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診療 又は手当を受けた場合において、緊急その他やむを得ない事情があると市長が認めたとき。
 - (3) 消防団員等が、第1項第4号から第6号までに掲げる療養(同項第4号又は第5号に掲げる療養にあつては、前項の医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護に限る。) を受けた場合において、市長が必要と認めたとき。

(休業補償)

- 第8条 消防団員等が、公務により又は消防作業等に従事したことにより負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合(規則で定める場合に限る。)には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。
 - (1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
 - (2) 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

(傷病補償年金)

- 第8条の2 消防団員等が、公務により又は消防作業等に従事したことにより負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。
 - (1) 当該負傷又は疾病が治つていないこと。
 - (2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第2項に規定する第1級から第3級までの各 障害等級に相当するものとして規則で定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当する こと。
- 2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級(前項

第2号の傷病等級をいう。以下同じ。)のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に 当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第1級 313倍
- (2) 第2級 277倍
- (3) 第3級 245倍
- 3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。
- 4 傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに他の傷病等級に該当するに至つた場合には、新たに該当するに至つた傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

(障害補償)

- 第9条 消防団員等が、公務により又は消防作業等に従事したことにより負傷し、又は疾病にかかり、治つたときに次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、障害補償として、同項に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときは、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第8級から第14級までの障害等級に該当する障害があるときは、障害補償一時金を支給する。
- 2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第1級から第14級までに区分する ものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、規則で定める。
- 3 障害補償年金の額は、1年につき、次の各号に掲げる障害等級(前項に規定する障害等級をい う。以下同じ。)に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。
 - (1) 第1級 313倍
 - (2) 第2級 277倍
 - (3) 第3級 245倍
 - (4) 第4級 213倍
 - (5) 第5級 184倍
 - (6) 第6級 156倍
 - (7) 第7級 131倍
- 4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。
 - (1) 第8級 503倍
 - (2) 第9級 391倍

- (3) 第10級 302倍
- (4) 第11級 223倍
- (5) 第12級 156倍
- (6) 第13級 101倍
- (7) 第14級 56倍
- 5 障害等級に該当する程度の障害が2以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級に よる。
- 6 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち消防団員等に最も有利なものによる。
 - (1) 第13級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の1級上位 の障害等級
 - (2) 第8級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の2級上位の障害等級
 - (3) 第5級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の3級上位の障害等級
- 7 前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額 を合算した金額を超えてはならない。ただし、同項の規定による障害等級が第7級以上になる場合は、この限りでない。
- 8 既に障害のある消防団員等が、公務又は消防作業等に従事したことによる負傷又は疾病によって、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の障害等級に応ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める金額(加重後の障害が第14条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額と当該金額に加重前の障害の程度に応じ同条に規定する率を乗じて得た金額との合計額)を差し引いた金額をもつて障害補償の金額とする。
 - (1) その者の加重前の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる 障害補償年金の額
 - (2) その者の加重前の障害等級が第8級以下であり、かつ、加重後の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償一時金の額を25で除して得た金額
 - (3) その者の加重後の障害等級が第8級以下である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる 障害補償一時金の額
- 9 障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに他の障害等級に該当す

るに至つた場合においては、新たに該当するに至つた障害等級に応ずる障害補償を行うものとし、 その後は従前の障害補償年金は、支給しない。

(介護補償)

- 第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。
 - (1) 病院又は診療所に入院している場合
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)
 - (3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として規則で定めるものに入所している場合
- 2 介護補償は、月を単位として支給するものとする。

(遺族補償)

- 第10条 消防団員等が、公務により又は消防作業等に従事したことにより死亡した場合においては、 遺族補償として当該消防団員等の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。 (遺族補償年金)
- 第11条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、消防団員等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、消防団員等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。次条において同じ。)以外の者にあつては、消防団員等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限る。
 - (1) 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母及び祖父母については、60歳以上であること。
 - (2) 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

- (3) 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は60歳以上であること。
- (4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、規則で定める障害の状態(次条、第11条の3及び第12条の3において「特定障害状態」という。)にあること。
- 2 消防団員等の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将 来に向かつて、その子は、消防団員等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものと みなす。
- 3 遺族補償年金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉 妹の順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。
- 第11条の2 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数(遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。) の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額とする。
 - (1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額(55歳以上の妻又は特定障害状態にある妻である場合には補償基礎額に175を乗じて得た額)
 - (2) 2人 補償基礎額に201を乗じて得た額
 - (3) 3人 補償基礎額に223を乗じて得た額
 - (4) 4人以上 補償基礎額に245を乗じて得た額
- 2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規 定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とし、これらの者のうち1人を遺 族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にす る等やむを得ない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。
- 3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の 翌月から、遺族補償年金の額を改定する。
- 4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。
 - (1) 55歳に達したとき(特定障害状態にあるときを除く。)。
 - (2) 特定障害状態になり、又はその事情がなくなつたとき(55歳以上であるときを除く。)。
- 第11条の3 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当す

るに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情による場合を含む。)をしたとき。
- (3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたとき。
- (4) 離縁によつて、死亡した消防団員等との親族関係が終了したとき。
- (5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき(消防団員等の死亡の時から引き続き特定障害状態にあるときを除く。)。
- (6) 特定障害状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき(夫、父母又は祖父母については、消防団員等の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は消防団員等の死亡の当時60歳以上であったときを除く。)。
- 2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。
- 第11条の4 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が1年以上明らかでない場合には、当該 遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によ つて、その所在が明らかでない間、その支給を停止するものとする。この場合において、同順位 者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。
- 2 第11条の2第3項の規定は、前項の規定により遺族補償年金の支給が停止された場合について 準用する。この場合において、同条第3項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され た月」と読み替えるものとする。

(遺族補償一時金)

- 第12条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、消防団員等の死亡の当時において次の各号 の一に該当する者とする。
 - (1) 配偶者
 - (2) 消防団員等の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者で主として消防団員等の収入によつて生計を維持していたもの

- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順位とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 消防団員等が遺言又はその者に属する任命権者に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲 げる者のうち特に指定した者があるときは、その者は同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優 先して遺族補償一時金を受けるものとする。
- 第12条の2 遺族補償一時金は、次の各号に掲げる場合に支給する。
 - (1) 消防団員等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。
 - (2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償 年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該消防団員等の死亡に関し既に支給された遺 族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。
- 第12条の3 遺族補償一時金の額は、補償基礎額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第2号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。
 - (1) 第12条第1項第3号に該当する者(次号に掲げる者を除く。) 400倍
 - (2) 第12条第1項第3号に該当する者のうち、消防団員等の死亡の当時18歳未満若しくは55歳 以上の3親等内の親族又は特定障害状態にある3親等内の親族 700倍
 - (3) 第12条第1項第1号、第2号又は第4号に該当する者 1.000倍
- 2 第11条の2第2項の規定は、遺族補償一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の 選任について準用する。

(遺族からの排除)

- 第13条 消防団員等を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。
- 2 消防団員等の死亡前に、当該消防団員等の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。
- 3 消防団員等の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける 権利の消滅前に当該消防団員等の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族補償一時金を受けること ができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受け ることができる遺族としない。

- 4 遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。消防団員等の死亡前に、当該消防団員等の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 5 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅するものとする。
- 6 第11条の3第1項後段の規定は、前項後段の場合について準用する。

(葬祭補償)

第14条 消防団員等が、公務により又は消防作業等に従事したことにより死亡した場合においては、 葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた 金額を支給する。

(特殊公務に従事する消防団員の特例)

第14条の2 消防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項又は第11条の2第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50(傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の45、障害補償のうち、第1級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の50を乗じて得た額を加算した額とし、第12条の3第1項の額は、同項本文に規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額(第12条の2第2号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

(損害補償の制限)

第15条 消防団員等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養 に関する指示に従わないことにより、公務若しくは消防作業等に係る負傷、疾病、障害若しくは 死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は公務若しくは消防作業等に係る負傷、 疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、市は、損害補償の全部 又は一部を行なわないことができるものとする。

(年金たる損害補償の額の端数処理)

第15条の2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる損害補償」という。) の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、 これを100円に切り上げる。

(年金たる損害補償の支給期間等)

- 第16条 年金たる損害補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終るものとする。
- 2 年金たる損害補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月 からその事由が消滅した月までの間は、支給しないものとする。
- 3 年金たる損害補償は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれその前 月分までを支給するものとする。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年 金たる損害補償は、支給期月でない月であつても、支給するものとする。

(死亡の推定)

第17条 行方不明となつた消防団員等の生死が3箇月間わからない場合又は当該消防団員等の死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭 補償の支給に関する規定の適用については、当該消防団員等が行方不明となつた日に、当該消防 団員等は死亡したものと推定する。

(未支給の損害補償)

- 第18条 損害補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき損害補償でまだ支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族)に、これを支給するものとする。
- 2 前項の規定による損害補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序(遺族補償年金については、第11条第3項に規定する順序)とする。
- 3 第1項の規定による損害補償を受けるべき同順位が2人以上あるときは、その全額をその1人 に支給することができるものとし、この場合において、その1人にした支給は、全員に対してし たものとみなす。

(年金たる損害補償等の支給額の調整)

第19条 年金たる損害補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間

の分として年金たる損害補償が支給されたときは、その支給された年金たる損害補償は、その後 に支給されるべき年金たる損害補償の内払とみなすことができるものとする。年金たる損害補償 を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として 減額しない額の年金たる損害補償が支給された場合における当該年金たる損害補償の当該減額す べきであつた部分についても、同様とする。

- 2 公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る同一の負傷又は疾病(次項において「同一の傷病」という。)に関し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。
- 3 同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有す ることとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償が 支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。
- 第19条の2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる損害補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき次に掲げる損害補償があるときは、市は、当該損害補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。
 - (1) 年金たる損害補償を受ける権利を有する者の死亡に係る遺族補償年金、遺族補償一時金又 は葬祭補償
 - (2) 過誤払による返還金債権に係る遺族補償年金と同順位で支給されるべき遺族補償年金 (公務災害補償の免責及び求償権)
- 第20条 公務災害補償を受けるべき者が、他の法令(条例を含む。)の定めるところによる療養その他の給付又は補償を受けた場合においては、同一の事由については、その受けた療養その他の給付又は補償の限度において、公務災害補償を行わない。
- 2 公務災害補償の原因である災害が、第三者の行為によつて生じた場合において、公務災害補償 を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価格の 限度において、公務災害補償を行わない。
- 3 公務災害補償の原因である災害が、第三者の行為によつて生じた場合において、公務災害補償

を行つたときは、その価額の限度において、公務災害補償を受けた者が、当該第三者に対して有 する損害賠償の請求権を取得する。

第3章 審査請求

第21条 消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して審査請求をすることができる。

第4章 雑則

(報告、出頭等)

第22条 市長は、審査又は公務災害補償の実施のため必要があると認めるときは、公務災害補償を 受けようとする者又はその他の関係人に対して報告させ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医 師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(損害補償費の返還等)

- 第23条 消防団員等に対しこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、 その支給額に錯誤があつたことが判明したときは当該消防団員等に対してその錯誤に係る額の返 還を求めることができる。
- 2 偽りその他不正の手段により、損害補償を受けた者があるときは、その損害補償に要した費用 に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日以降に発生した事故により死亡し、負傷 し、若しくは疾病にかかり、又は当該事故による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体 若しくは精神に障害を有することとなつた者又はそれらの者の遺族若しくは被扶養者に係る公務 災害補償について適用する。

(経過措置)

2 昭和33年4月1日前に発生した事故により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該 事故による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体若しくは精神に障害を有することとな つた者又はそれらの者の遺族若しくは被扶養者に係る公務災害補償については、なお、従前の例 による。

(条例の廃止)

3 吹田市消防団員公務災害補償条例(昭和26年吹田市条例第170号)は、この条例公布の日から廃止する。

(脳死した者の身体に対する療養補償)

4 この条例の規定に基づく療養(療養に要する費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。)の給付に継続して、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

(障害補償年金差額一時金)

5 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額(当該障害補償年金について第14条の2の規定が適用された場合にあつては、同表の左欄に掲げる障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額)に満たないときは、その者の遺族に対し、損害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額		
第1級	補償基礎額に1,340を乗じて得た額		
第2級	補償基礎額に1,190を乗じて得た額		
第3級	補償基礎額に1,050を乗じて得た額		
	補償基礎額に920を乗じて得た額		
	補償基礎額に790を乗じて得た額		
	補償基礎額に670を乗じて得た額		
	補償基礎額に560を乗じて得た額		
第7級			

5 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第9条第8項の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、前項の規定にかかわらず、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として

支給する。

- (1) その者の加重前の障害等級が第7級以上である場合 その者の加重後の障害等級に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げる額(加重後の障害が第14条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額)から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額(加重後の障害が同条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重前の障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額)を差し引いた額
- (2) その者の加重前の障害等級が第8級以下である場合 その者の加重後の障害等級に応じそれぞれ前項の表の右欄に掲げる額(加重後の障害が第14条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の左欄に掲げる障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額)に当該障害補償年金に係る第9条第8項の規定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害等級に応ずる同条第1項の規定による金額(加重後の障害が第14条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重後の障害等級に応じ、同項の規定による金額に同条に規定する率を乗じて得た金額を加算した金額)で除して得た数を乗じて得た額
- 7 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
 - (1) 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 8 第11条の2第2項の規定は障害補償年金差額一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について、第12条第3項、第13条第1項及び第2項並びに第17条の規定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第11条の2第2項中「遺族補償年金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、「前項」とあるのは「附則第5項」と、第12条第3項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは、「附則第7項第2号」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは、「附則第7項第2号」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、第13条第1項中「遺族補償」とあり、同条第2項中「遺族補償年金」とあり、及び第17条中「遺族

補償及び葬祭補償」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と読み替えるものとする。

9 障害補償年金差額一時金が支給される場合における第18条及び第19条の2の規定の適用については、第18条第1項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は障害補償年金差額一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該障害補償年金差額一時金」と、同条第2項中「遺族補償年金については、第11条第3項」とあるのは「遺族補償年金については第11条第3項、障害補償年金差額一時金については附則第7項後段」と、第19条の2第1号中「又は葬祭補償」とあるのは、「、葬祭補償又は障害補償年金差額一時金」とする。

(障害補償年金前払一時金)

- 10 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、損害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。
- 11 前項の申出は、障害補償年金の最初の支給に先立つて行わなければならない。ただし、既に障害補償年金の支給を受けた場合においても、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。
- 12 附則第10項の申出は、同一の事由につき2回以上行うことはできない。
- 13 障害補償年金前払一時金の額は、附則第5項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額(当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額(当該障害補償年金について第9条第8項の規定が適用された場合にあつては、加重前の障害等級に応じ附則第6項各号に定める額(加重後の障害が第14条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同条に規定する率を乗じて得た額を加算しないものとした場合における同項各号に定める額とする。)。以下この項において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。)又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍若しくは200倍のいずれかに相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、附則第10項の申出が附則第11項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。
- 14 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償 年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(附則第10項の申出が

附則第11項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月) から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を 停止する。

- (1) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年 を経過する月以前の各月(附則第10項の申出が附則第11項ただし書の規定によるものである場 合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき障害補 償年金の額
- (2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年 を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に 当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年 数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 15 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

- 16 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。
- 17 前項の申出は、遺族補償年金の最初の支給に先立つて行わなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支給を受けた場合においても、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。
- 18 附則第16項の申出は、同一の事由につき2回以上行うことはできない。
- 19 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当 する額のうちから遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。ただし、附則第 16項の申出が附則第17項ただし書の規定によるものである場合には、補償基礎額の1,000倍に相当

する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

- 20 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上ある場合には、附則第16項の申出及び前項の選択は、これらの遺族がそのうち1人を代表者に選任し、その代表者が行うものとする。
- 21 第11条の2第2項の規定は遺族補償年金前払一時金の額並びにその請求及び受領についての代表者の選任について準用する。この場合において、第11条の2第2項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金前払一時金」と、「前項」とあるのは「附則第19項」と読み替えるものとする。
- 22 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(附則第26項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。)が附則第16項の申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る消防団員等の死亡の時期に応じ附則第26項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月)の翌月(附則第16項の申出が附則第17項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。
 - (1) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月(特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に附則第16項の申出を行つた場合にあつては、当該特例遺族補償年金受給権者について附則第28項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。)から1年を経過する月以前の各月(附則第16項の申出が附則17項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき遺族補償年金の額
 - (2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年 を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に 当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年 数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 23 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終

了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金 前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき 支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係 る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつて は当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日 における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を 乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引い た額とする。

24 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第12条の2、第12条の3又は第18条の規定 の適用については、第12条の2第2号及び第12条の3第1項中「遺族補償年金の額」とあるのは 「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、第18条第1項中「遺族補償年金について は、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については、そ れぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第2 項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」とする。

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

25 次の表の左欄に掲げる期間に死亡した消防団員等の遺族に対する第11条及び第11条の3の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第11条第1項第1号及び第3号並びに第11条の3第1項第6号中「60歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和61年4月1日から昭和61年9月30日まで	55歳
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	59歳

26 次の表の左欄に掲げる期間に公務により、又は消防作業等に従事したことにより、死亡した消防団員等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該消防団員等の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であったもの(第11条第1項第4号に規定する者であって第11条の3第1項第6号に該当するに至らないものを除く。)は、第11条第1項(前項において読み替えられる場合を含む。)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第11条の2第1項中「遺族補償年金を受けることがで

きる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第26項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る消防団員等の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)」と、第11条の3第2項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項第1号から第4号までのいずれか」とする。

昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	55歳	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	55歳以上57歳 未満	57歳
昭和63年10月1日から平成元年9月30日まで	55歳以上58歳 未満	58歳
平成元年10月1日から平成2年9月30日まで	55歳以上59歳 未満	59歳
平成2年10月1日から当分の間	55歳以上60歳 未満	60歳

- 27 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第11条第1項(附則第25項において 読み替えられる場合を含む。)に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあ つては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母 を後にする。
- 28 附則第26項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の右欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第16項から第23項までの規定の適用を妨げるものではない。
- 29 附則第26項に規定する遺族に対する第18条の規定の適用については、同条第2項中「第11条第 3項」とあるのは、「附則第27項」とする。

(他の法律による給付との調整)

30 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は 死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律によ る年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例(第 15条の2を除く。)の規定による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損 害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額 から当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を 支給し、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

C C 18 C 4 1 5 1 1 1 1 1	1-3720	1
1 傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害	0.73
(第14条の2に規	厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るため	
定する公務上の災	の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24	
害に係るものを除	年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平	
<.)	成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規	
	定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附	
	則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障	
	害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34	
	年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の	
	4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、	
	次項の表及び附則第34項の表において「障害基礎年	
	金」という。)	
2 傷病補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又は第
(第14条の2に規		2級の傷病等級に該
定する公務上の災		当する障害に係る傷
害に係るものに限		病補償年金にあつて
る。)		は、0.81)
3 障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
(第14条の2に規		
定する公務上の災		
害に係るものを除		
<.)		
4 障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又は第
(第14条の2に規		2級の障害等級に該
定する公務上の災		当する障害に係る障
害に係るものに限		害補償年金にあつて
る。)		は、0.81)

_			
5	遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一	0.80
	(第14条の2に規	元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金	
	定する公務上の災	若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定	
	害に係るものを除	による遺族共済年金(以下この表及び次項の表にお	
	<.)	いて「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法	
		による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正す	
		る法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改	
		正法」という。)附則第28条第1項の規定による遺	
		族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表におい	
		て「遺族基礎年金」という。)	
6	遺族補償年金	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87
	(第14条の2に規		
	定する公務上の災		
	害に係るものに限		
	る。)		

31 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は 死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律によ る年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例 の規定にかかわらず、この条例(第15条の2を除く。)の規定による年金たる損害補償の額に、 同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類及び同表の中欄に掲げる当該法律による年金た る給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額 から当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、 その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこ れを100円に切り上げる。

l 傷病補償年金	(1) 障害厚生年金等	0.88
(第14条の2に規	(2) 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた	0.88
定する公務上の災	障害について平成24年一元化法附則第37条第1項	
害に係るものを除	に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一	
<.)	元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障	

		ı
	害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定	
	する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制	
	度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図	
	るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止す	
	る等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第	
	1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表	
	において「旧農林共済法」という。)による障害	
	共済年金(以下この表及び附則第34項の表におい	
	て「平成24年一元化法改正前国共済法等による障	
	害共済年金」という。) が支給される場合を除く。)	
2 傷病補償年金	(1) 障害厚生年金等	0.92(第1級の傷病
(第14条の2に規		等級に該当する障害
定する公務上の災		に係る傷病補償年金
害に係るものに限		にあつては、0.91)
る。)	(2) 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた	0.92(第1級の傷病
	障害について平成24年一元化法改正前国共済法等	等級に該当する障害
	による障害共済年金が支給される場合を除く。)	に係る傷病補償年金
		にあつては、0.91)
3 障害補償年金	(1) 障害厚生年金等	0.83
(第14条の2に規	(2) 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた	0.88
定する公務上の災	障害について平成24年一元化法改正前国共済法等	
害に係るものを除	による障害共済年金が支給される場合を除く。)	
<.)		
4 障害補償年金	(1) 障害厚生年金等	0.89(第1級又は第
(第14条の2に規		2級の障害等級に該
定する公務上の災		当する障害に係る障
害に係るものに限		害補償年金にあつて
る。)		は、0.88)
	(2) 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた	0.92(第1級の障害

		1
	障害について平成24年一元化法改正前国共済法等	等級に該当する障害
	による障害共済年金が支給される場合を除く。)	に係る障害補償年金
		にあつては、0.91)
5 遺族補償年金	(1) 遺族厚生年金等	0.84
(第14条の2に規	(2) 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた	0.88
定する公務上の災	死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項	
害に係るものを除	に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一	
<.)	元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺	
	族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定	
	する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法に	
	よる遺族共済年金(以下この表において「平成24	
	年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年	
	金」という。)が支給される場合を除く。)又は	
	国民年金法による寡婦年金	
6 遺族補償年金	(1) 遺族厚生年金等	0.89
(第14条の2に規	(2) 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた	0.92
定する公務上の災	死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等	
害に係るものに限	による遺族共済年金が支給される場合を除く。)	
る。)	又は国民年金法による寡婦年金	

32 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は 死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律によ る年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例(第 15条の2を除く。)の規定による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損 害補償の種類及び同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲 げる率(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、当該率を合計した率から 1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該法律による年金 たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を控 除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときはこれ を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

		,
1 傷病補償年金	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定す	0.75
(第14条の2に規	る年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表	
定する公務上の災	及び附則第35項の表において「旧船員保険法によ	
害に係るものを除	る障害年金」という。)	
⟨ 。)	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定す	0.75
	 る年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表	
	 及び附則第35項の表において「旧厚生年金保険法	
	による障害年金」という。)	
	 (3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定す	0.89
	 る年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び	
	 附則第35項の表において「旧国民年金法による障	
	害年金」という。)	
2 傷病補償年金	 (1) 旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病
(第14条の2に規		等級に該当する障害
定する公務上の災		に係る傷病補償年金
害に係るものに限		にあつては、0.82)
る。)	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病
		等級に該当する障害
		に係る傷病補償年金
		にあつては、0.82)
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又は第
		2級の傷病等級に該
		当する障害に係る傷
		病補償年金にあつて
		は、0.92)
3 障害補償年金	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.74
(第14条の2に規	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
定する公務上の災	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.89
害に係るものを除		

<.)		
	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の障害
(第14条の2に規		等級に該当する障害
定する公務上の災		に係る障害補償年金
害に係るものに限		にあつては0.81、第
る。)		2級の障害等級に該
		当する障害に係る障
		害補償年金にあつて
		は0.82)
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1級の障害
		等級に該当する障害
		に係る障害補償年金
		にあつては0.81、第
		2級の障害等級に該
		当する障害に係る障
		害補償年金にあつて
		は0.82)
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又は第
		2級の障害等級に該
		当する障害に係る障
		害補償年金にあつて
		は、0.92)
5 遺族補償年金	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定す	0.80
(第14条の2に規	る年金たる保険給付のうち遺族年金	
定する公務上の災	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定す	0.80
害に係るものを除	る年金たる保険給付のうち遺族年金	
<.)	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定す	0.90
	る年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺	
	児年金又は寡婦年金	

6 道	貴族補償年金	(1)	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定す	0.87
(第	第14条の2に規	る年	金たる保険給付のうち遺族年金	
定す	する公務上の災	(2)	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定す	0.87
害に	こ係るものに限	る年	金たる保険給付のうち遺族年金	
る。)	(3)	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定す	0.93
		る年	金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺	
		児年	金又は寡婦年金	

- 33 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は 死亡について次に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例 の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該法律による年金たる 給付の額を控除した残額を支給する。
 - (1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金
 - (2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金
- 34 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等 (当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金	0.88
が支給される場合を除く。)	
障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等	0.88
又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給され	
る場合を除く。)	

35 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から当該法律による年金たる給付の額を365で除して

得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

	i l
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

- 36 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童(これらの手当の支給を受ける者を除く。)に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところによる規則で定める場合の区分に応じ、総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。
 - (1) 当該年金たる損害補償が消防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第13条の2第1 項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に 関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項に おいて準用する場合を含む。)に定める給付
 - (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第13条 の2第1項第4号又は第2項第2号に定める給付

(葬祭補償の額に関する暫定措置)

37 当分の間、第14条の規定による金額が補償基礎額の60倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該60倍に相当する額を葬祭補償の額とする。

附 則(省略)

附 則(令和2年7月1日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、 令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じ た傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月8日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、 令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じ た傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものにつ いて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

	勤務年数		
階級	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円	円	円
	12,500	13, 350	14, 200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された消防 団員の階級は、事故発生日の前日において、その者が属していた階級によるものとする。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算するものとする。